

議案第 23 号

交野市一般職の職員の給与に関する条例及び交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

交野市一般職の職員の給与に関する条例及び交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和 4 年 2 月 28 日提出

交野市長 黒 田 実

提案理由 一般職の職員等の期末手当の支給割合等を改正したいため。

交野市一般職の職員の給与に関する条例及び交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

交野市一般職の職員の給与に関する条例及び交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(交野市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 交野市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改め、同条第4項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の217.5」を「100分の212.5」に改める。

(交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

(期末手当)

第14条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員(任期が6か月以上の者に限る。以下この項及び次項において同じ。)に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員(規則で定める者を除く。)についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額(それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額をいう。)に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
------	----

6 か月	1 0 0 分の 1 0 0
5 か月以上 6 か月未満	1 0 0 分の 8 0
3 か月以上 5 か月未満	1 0 0 分の 6 0
3 か月未満	1 0 0 分の 3 0

- 3 任期が 6 か月に満たないフルタイム会計年度任用職員の 1 会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が 6 か月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、第 1 項に規定する任期が 6 か月以上の者とみなす。
- 4 6 月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6 か月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が 6 か月以上に至ったときは、第 1 項に規定する任期が 6 か月以上の者とみなす。
- 5 第 2 項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。
- 6 期末手当の不支給及び一時差止めについては、給与条例の例による。

第 2 4 条を次のように改める。

（期末手当）

第 2 4 条 第 1 4 条の規定は、任期が 6 か月以上のパートタイム会計年度任用職員（1 週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、第 1 4 条第 2 項中「それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれの基準日（退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前 6 か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の 1 か月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の交野市一般職の職員の給与に関する条例第20条第2項(同条第3項及び第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第5項から第7項まで又は第25条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における次の各号に掲げる職員(交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の適用を受ける者を除く。以下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)以外の職員 127.5分の15

(2) 再任用職員 72.5分の10

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。